

特定非営利活動法人ユニバーサル就労センター 身体拘束等最小化に関する規程

(総則)

第1条 特定非営利活動法人ユニバーサル就労センター（以下「法人」という。）では、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行なわない。

2 事業所では身体拘束等に関し、次の方針を定め、常に法人および事業所内に周知徹底させ、身体拘束等最小限化を目指す。

- ① 身体拘束等を必要としない状態の実現を目指し、全職員が一丸となって身体拘束等防止に取り組む。
- ② 利用者の人格を尊重し、全職員が身体拘束防止等に関して共通の認識と行動を持つように努める。
- ③ 事故が起きない環境を整備し、臨機応変かつ柔軟な体制を確保する。
- ④ 常に代替的な方法を考慮し、やむを得ず身体拘束等を行なう場合は、極めて限定的に行う。

(目的)

第2条 利用者の自立を支援することを目的として、人権擁護と日常生活の質を保障する観点から、身体拘束等最小化に関して、全職員で検討し活動する。

(身体拘束等最小化委員会の設置)

第3条 前条に基づき利用者に対して適切な判断と具体的な対応を図るため、身体拘束等最小化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、年1回以上（必要に応じてその都度開催）開催し、利用者に対する身体拘束等の最小化及び緊急時やむを得ない場合の身体拘束等の必要性について協議し、検討を重ねた上で決定する。

3 委員会委員の構成

委員は、以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、施設長とする。
- (2) 委員には、各事業の管理者を加える。
- (3) 委員には、必要ある場合に現場職員、法人役員、利用者の代表を加えることができる。

4 委員長は、法人内の身体拘束等の適正化対応策を担当する。

5 委員会の検討結果等は全職員への周知を図る。

(抑制・拘束検討委員会での協議)

第4条 第1条の2項の④の規定により利用者の身体拘束等を行なう必要性が生じた場合、委員会は次の内容に基づき検討を行う。

- ① 利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する方法が無いと判断された場合。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束その他行動制限について)

第5条 利用者が前条における要件を全て満たしていると委員会が判断した場合は、委員長は、遅滞することなく次の内容を行う。

- ① 利用者又は家族へ連絡を行い、利用者又は家族に対し身体拘束等に関する詳細な説明を行なう。
- ② 利用者又は家族の同意を得た上で、利用者に対して身体拘束その他行動制限が行われる場合は、以下の内容やその詳細を記録する。
 - (1) 身体拘束等を行う際の態様
 - (2) 時間
 - (3) 利用者の心身の状況
 - (4) 緊急やむを得ない理由
 - (5) その他必要事項
- ③ 身体拘束その他行動制限が行なわれている場合は、経過記録に基づき、早期解除することを目標に継続的な委員会を開催する。

(研修の開催)

第6条 委員会は、年1回以上、全職員に対し身体拘束等適正化のための研修を実施する。

2 職員を新規採用時も、当該職員に対し研修を実施する。

(規程の閲覧)

第7条 当該指針は、事業者のホームページに掲載し、利用者及び家族、職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(附則)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。